平成２３年（フ）第１７３２６号
東京都板橋区常盤台１丁目30―９―205
債務者　宮田　早織
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５１号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西23―406
債務者　佐藤かず江
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５６４号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート１棟106号
債務者　和田眞砂子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９５号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目14番25号　島袋アパート101
債務者　石川　亮子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５１号
島根県益田市津田町408番地１
債務者　田原シマヨ
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第６３０号
静岡県浜松市中区鴨江１丁目30番５号　レガーロ鴨江Ｉ205号、前住所静岡県浜松市中区鴨江町91番地の14　リバティーベル203号室
債務者　大野　裕美（旧姓西藤・瀧口）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２９２７号
東京都葛飾区東新小岩８丁目33番９号
破産者　有限会社中村モータース
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０２７号
千葉県市川市塩焼３丁目18番９号
破産者　株式会社三共商会
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８８９号
神奈川県伊勢原市高森６丁目５―９―212
破産者　小鍛冶大輔
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８９１号
千葉県船橋市本中山５丁目１―15―303
破産者　岩波　絵美
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６０９号
千葉県船橋市夏見台１丁目20　７棟104
破産者　高橋　　敬
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６１５号
茨城県水戸市萱場町985番地48
破産者　有限会社徳光管工
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６１６号
茨城県水戸市河和田１丁目2453―３
破産者　木村　隆敏
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７８７号
東京都新宿区新宿１―５―５―902号、住民票上の住所東京都港区赤坂７丁目５―34―339
破産者　古澤　啓至
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８０６号
長崎県佐世保市大宮町28―６―1101
破産者　遠藤　恭輔
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００６８号
神奈川県横浜市都筑区川和台38―４、開始決定時の住所神奈川県横浜市緑区北八朔町106―202
破産者　小林　　剛
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１０７号
東京都杉並区天沼１丁目18―６　ＡＳＵＫＡⅡ―Ａ103
破産者　桑原　牧子
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１２７号
東京都荒川区西日暮里２丁目34―１―４Ｆ
破産者　上田勲こと　金　　勲
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４３２号
東京都大田区蒲田１丁目７―９―103
破産者　松元　一夫
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部